

## 第4分科会（財務・学務）

# 教育活動を支援する財務スタッフをめざして

～ 予算委員会運営計画・財務会計マニュアル作成をとおして～

郡山地区担当

会 場：（相馬市総合福祉センター 多目的ホール）

発 表 者 郡山市立郡山第二中学校  
主任主査 佐々木 隆  
郡山市立金透小学校  
主任主査 野 口 ハツ子  
郡山市立二瀬中学校  
主 査 小 松 桂 子  
郡山市立赤津小学校  
副主査 渡 辺 英美子

司 会 者 郡山市立宮城小学校  
主 事 鈴 木 真 智

指導助言者 福島大学教育学部附属教育実践総合センター  
助 教 授 宮 前 貢 様

記 録 者 浪江町立大堀小学校  
主 査 松 本 三起子  
原町市立原町第二中学校  
副主査 村 田 香 里

## 教育活動を支援する財務スタッフをめざして

～ 予算委員会運営計画・財務会計マニュアル作成をとおして～

郡山市立郡山第二中学校 主任主査 佐々木 隆  
 郡山市立金透小学校 主任主査 野口ハツ子  
 郡山市立二瀬中学校 主 査 小松 桂子  
 郡山市立赤津小学校 副主査 渡辺英美子

### 1 主題設定の理由

平成14年度からの新教育課程の実施にともない、各学校では「生きる力」の育成を目指した新しい取り組みをスタートさせた。学校が大きく変わりつつある今日、それぞれの学校においては教育活動に柔軟性をもたせ、社会の変化に対応できる学校づくりが要望されている。そのため、各学校ではいかにも自分の学校らしい特色ある教育活動を工夫し、その実施に努めている。そして私たち学校事務職員もそれらの要望に応える取り組みをしていかなければならないと同時に教育活動を推進する上で私たちの果たす役割が重要になってきている。

これまでに、郡山市立小中学校学校事務研究会では、平成10年度県大会いわき大会の発表、「標準的業務分掌」についての取り組みから、学校経営（教育課程経営）への参画をめざす研究をすすめてきたことにより、学校経営参画の意欲は徐々に高まりつつある。その1つとして学校事務職員の企画委員会への参画状況の変化があげられる(表1)。そして、学校経営スタッフとして参画する中で、更に学校事務職員の最も力を発揮できる職務内容とは、子供の日々の授業活動を支援する教育予算を管理執行する場において、財務分野のエキスパートとしての働きかけができることであるととらえた。

このような状況のもと今年度の相馬大会発表に向けて、平成12年度末、特別研究委員会を発足させ、16名の研究委員を中心に研究をすすめてきた。また、本市事務研全体でも、平成13年度は全体研修会を通して、財務事務についての意識を高め、平成14年度には財務事務の課題別に分かれて研究を進めているところである。(資料1)

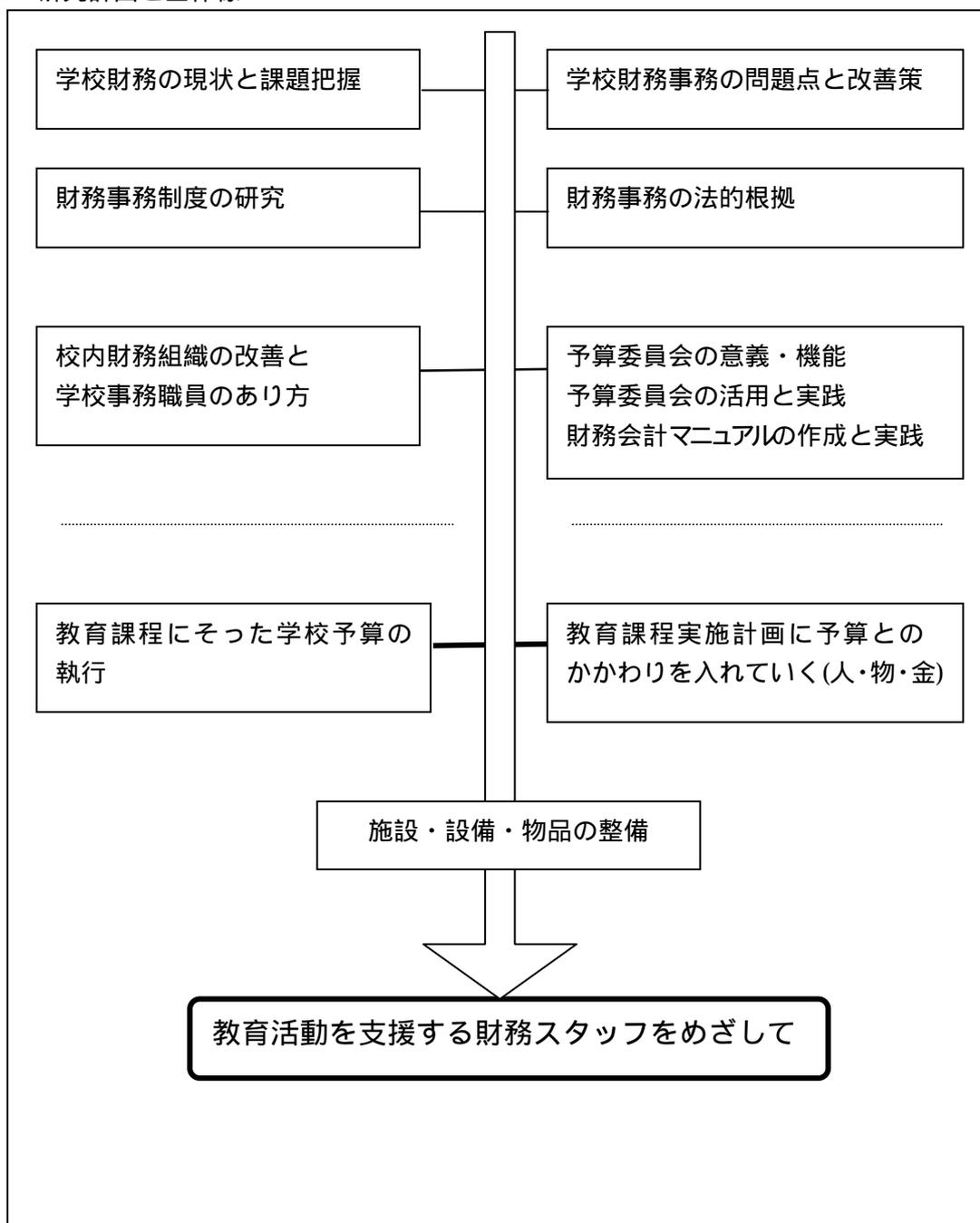
この分科会では、今までの研究経過と特別研究委員の学校での実践内容を発表する。

表1 企画委員会への学校事務職員の参加状況

区分	学校数	学校事務職員数	企画委員会への参画	
			H.10年度	H.14年度
小学校	62校	64名	8名	26名
中学校	27校	29名	6名	14名
合計	89校	93名	14名	40名

学校を取り巻く社会の情勢が急変し、地域社会に対応する学校も大きく変化を求められている。本市事務研では、学校が社会や児童生徒の変化に対応した教育活動を円滑に実施していくためには、財務事務の適正執行のための校内組織づくり、体制づくりをすすめ、日々の授業実践に生かされる教育課程に添った施設、設備や備品、消耗品などの物的環境を計画的に効果的に整備していくことが大切であると考え本研究主題を定めた。

## 2 研究計画と全体像



この分科会では、教育活動を支援する財務スタッフをめざしてという研究の目標を達成するため、学校内で取り組むことのできる一つの方法として予算委員会の運営計画、そして教職員との共通理解を図る財務マニュアルの活用をすすめていくこととした。

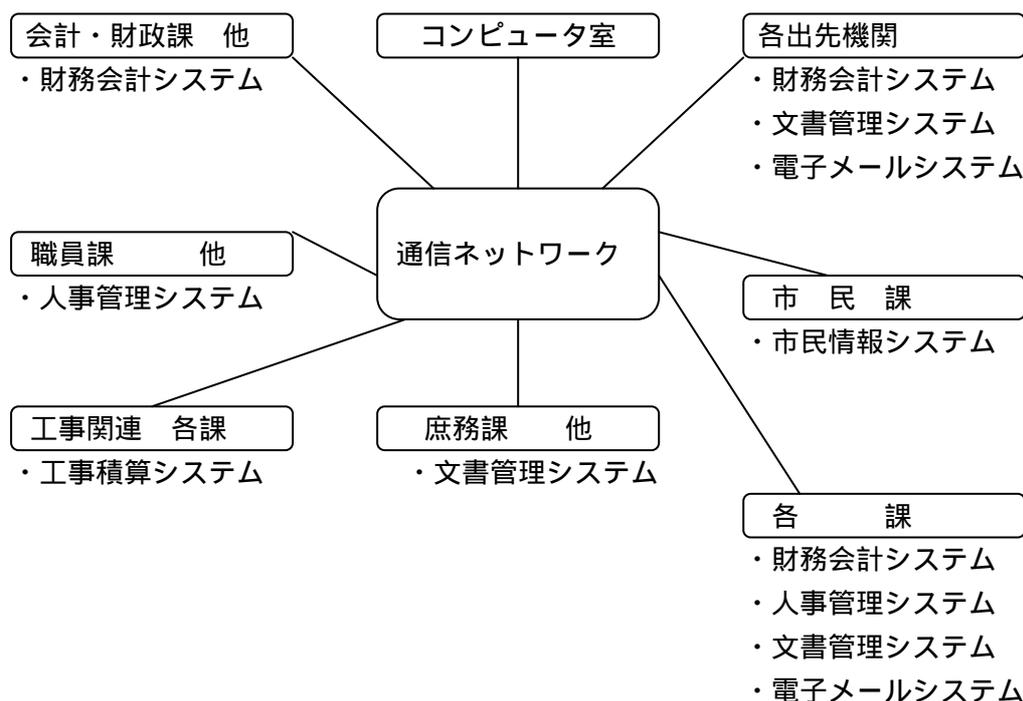
## 3 学校財務事務の現状と課題

### (1) 郡山市の財務会計とその問題点

財務会計システム導入までの経緯

郡山市の財務会計システムは、担当課において平成4年より開発検討が行われ、平成5年4月にその全体概要及び基本設計書が報告された。

## 【全体システム構成図】



各学校へ端末機が設置されたことにもない、機械操作研修・実務研修を経て、平成6年4月より財務会計・電子メールの各システムの稼動が開始され、また10月には備品・人事の各管理システムが使用開始となった。

これにより、従前より行われてきた伝票方式（四連式）から、端末機を利用した財務会計システムによる物品購入・備品管理等が行われることとなった。

当初、この端末機は、上記の各機能のみであったが、平成13年度よりウインドウズ機能が組み入れられたことにより、仕事を進めていくうえで、大いに役立っているところである。

### 学校財務会計の問題点

システム導入当初は、内容の十分な周知がないままに行われたために、必ずしも順調に処理されていたとは言えない部分もあったが、用品表（用品調達基金）以外の物品については、学校で発注できる方法であったため、大きな問題もなく財務関係事務が行われてきた。

この方法は、校長に財務事務の決裁権を与えて行うということではなく、あくまでも支出負担行為者は市長であり、事務処理上、便宜的に行われたものであった。郡山市は平成9年に中核市としての指定を受けたことにもない、外部監査員制度が導入されることとなった。これを機に、財務関係事務は、財務規則に基づいた本来の執行方法を行うこととなり、平成12年度より契約課においてすべての契約事務を行うこととなった。このため契約課に多くの書類が集中し、契約の遅延による納品期日の遅れなどが顕著になり、授業や各種行事等に大きな影響を及ぼすこととなった。これを受け本市事務研では、予算執行に関するアンケートを行い、各学校の現状と抱えている課題について集約するとともに、県内13市町村の事務研究会に財務関係についてのアンケートをお願いした。（資料2）この中で浮き彫りにされたことは、各学校で計画・実施されるべき教育活動が、先に述べたように契約課に関わる問題で、それぞれ工夫をこらして予算の執行を行っているにもか

かわらず、スムーズに進んでいない面が多々あることであった。

また、このことが、学校運営における信頼関係を損なうことにもなりかねないとの指摘もあった。

これらの財務事務執行に係わる問題の根本に、校長に決裁権がないという問題があるのではとの意見が多く出されてきた。

一方、県内市町村のアンケートの結果によると、校長に決裁権がある市町村は11あり、県内の市では、郡山市・会津若松市だけが決裁権がないことがわかった。また、決裁限度額は、いわき市の50万円未満を最高に、10万円が6市町村などとなっている。

これらの状況から、郡山市においても是非、校長に決裁権を与えて欲しいものであると、切実に願ってきた。

## (2) 教育委員会への働きかけ

平成13年度より『総合的学習の時間』が始まり、予算的裏付けのない中で授業が行われるため、現状の予算執行購入方法では対処できない事例が数多くでてきた。

本市事務研としても、これらの状況を重く受け止め、市教委の担当者に各学校の実状についての話をするとともに、本市事務研修会の際に、会員より「契約に関する問題点」や「改善の方策」等のアンケートを実施し、教育委員会への要望資料の作成を行った。

この問題については、小・中校長会も同じように考えており、少なくとも授業に関わるものについては、学校で対処できるようにして欲しい等、組織として強く要望してきた。

これらの状況を受け、本市事務研の会員より財務事務執行上のアンケートで出された問題点や、物品購入における校内手続きの方法、教育課程と物品との関連などについて、市教育委員会に説明を行った。

教育委員会総務課では、この後、校長経験者の各種組織の長や校長会からは権限を委譲された際の、学校としての執行体制などについての意見聴取を行うとともに、権限委譲に向けて会計課や契約課等関係各課との調整作業を行っていた。

## (3) 校長会との連携

これらの一連の動きに対して、校長会では、この問題については校長・教頭・学校事務職員が一体となってあたらなければならないと考え、校長会役員と事務研役員との合同での話し合いをもち、権限が委譲された際の予算執行にあたっての留意点やチェック体制、校内組織づくりなどについての話し合いを行った。

この会合は、13年7月を最初に計4回開かれ、予算委員会・企画委員会への学校事務職員の参加、予算執行についての校内規定の作成、予算執行とその確認体制の確立などについて各学校共通して取り組むことを確認し、対処していくこととした。

また、本市事務研からは「財務マニュアル」(資料4)および「予算委員会運営計画(案)」(資料5)の提示をし、校長会役員との合同会議での協議を踏まえたのち各校に配布し、それぞれの学校の実状に応じた体制づくりを進めていくこととなった。

14年2月に行われた本市事務研究会の全体研修会において、東京都練馬区立大泉東小学校の浅川晃雄主査をお迎えし『子供の学びを支援する学校予算について』と題する講演会には、校長会からも参加の要望があり、事務研と校長会との合同研修会を行うこととなった。

このような研修会は初めてのことであったが、教育課程と予算との関わりについて、実践を踏まえた内容のお話があり、校長会からほぼ全員の出席があり、その関心の高さをうかがわせるとともに、本市事務研としても大いに意義ある研修会となった。

#### 4 校内財務組織の改善に向けて

校長会との話し合いの中で、権限の委譲を念頭においた校内体制づくりに向けての意見交換をしてきた。

これを受け、本市事務研では、「財務事務マニュアル」の作成と、「予算委員会運営計画(案)」の作成など効果的な教育課程実現のために適正かつ計画的な財務執行体制づくりに取り組んだ。

##### (1) 予算委員会の必要性

まず、本市事務研では、財務事務執行に関する諸問題を取りあげ、会員へのアンケートにより実態把握を行った。平成13年度の現状として特に注目すべき点は、予算委員会の設置状況が、84校中4校だけであったということである。また、予算額について教職員に職員会議等で説明していたのが、84校中45校のみという結果であった。郡山市においては、予算要求に基づいての予算ではなく、まさに「配当される予算」であるため、学校における教職員の予算に対する意識の低さがうかがえた。

平成13年度の研修会においては、予算執行に関する各校の実践例の発表を行い、さらに、今私たち学校事務職員が何をなすべきか等研究協議を行った。教育改革の流れのなか、学校長への裁量権拡大が話題になり、身近な問題として学校の自主性・自律性、特色ある学校づくり、総合的学習の導入等、次から次へと変革する事態に対応した適切な予算執行のあり方が議論された。また、今後の学校事務職員のあるべき姿を考えたとき、学校事務職員1人だけが問題点を抱え込むのではなく、組織を生かした体制づくりが大切であり、そのなかで学校事務職員の果たす役割は、大変大きいものであることを確認できた。私たち学校事務職員が組織の一員として財務に関する部門でリーダーシップをとり運営していくことがこれからの学校事務職員としても大変重要なことであり、予算委員会は必要不可欠な組織である。

##### (2) 予算委員会運営計画の作成

平成13年度には、予算委員会の組織はどうあるべきか、機能はどうあるべきかを本市事務研特別研究委員会のなかで検討した。校内予算委員会の組織を立ち上げる場合、作成のモデル案があれば更に容易に実施できるであろうという校長会からの要請もあり、当委員会において原案作成がなされ、校長会へその試案を提示する運びとなった。

この予算委員会運営計画(案)(資料5)は、次の3点において配慮した。

市内の全ての学校で参考にできるようにという意図から、大きな柱を組み、細部については各校の実態に合わせて必要な内容を加えることにした。

学校事務職員の位置づけを明確にした。

市財務取扱要領に添った記述とした。

なお、一例として具体的内容を盛り込んだ計画書(案)もあわせて作成し例示した。(資料6, 7)

##### (3) 財務事務マニュアルの作成

予算委員会運営計画は、適正な予算を執行するための組織運営のありかたであると考えた。さらに教職員全体で予算を『PLAN(計画) DO(実行) SEE(反省) 計画』のサイクルにより効果的に執行することが必要であり、また、校長、教頭、学校事務職員を中心に、教職員全体が予算に対する理解と意識を高めるために「財務事務マニュアル」(資料4)の作成を行い、校長会に提示した。

財務事務マニュアル作成にあたって工夫したのは次の6点である。

学校事務職員の動きかけ部分を大きくしたこと。

組織全体として動く体制にしたこと。

執行状況を組織内で頻繁に公開し相互にチェックし合えるようにしたこと。

常に反省し改善を加える流れにしたこと。

教職員が理解しやすい表現にしたこと。

説明書を添付し、よりわかりやすい形態としたこと。

#### (4) 市内全校への通知

本市事務研特別研究委員会において作成した「予算委員会運営計画」及び「財務事務マニュアル」を校長会に提示し、校長会と本市事務研の合同役員会のなかで更に検討を加えた後、平成14年5月21日付にて小・中校長会長、事務研会長連名で市内全小中学校に配付することとなった。(資料3)

### 5 実践例の紹介

財務事務については学校によりそれぞれの取り組みがある。そこで本日は、特別委員会の3校の本発表に関するそれぞれの学校について実践内容をポスターセッションにより発表する。

主な内容は、次のとおり。

#### 金透小学校

平成11年度より、教育課程編成の段階で教育課程実施のために最低限必要な人材・予算を明らかにした。学校に配当される予算の効果的な執行により充実した教育活動が展開できるようにするため本年度より予算委員会が組織されたので、本校が毎年開催している研究公開・楽器の計画的な購入などにおいて、教職員の要望を計画的に集約し、財務事務の執行にかかわっていく実践に努めている。教育課程に組み込まれた、人・物・金(予算)がどのように生かされているかを教育課程と比較しながら発表したい。

#### 二瀬中学校

平成10年度より「教育計画」に事務運営規程等を盛り込み、企画委員会のメンバーに学校事務職員が位置づけられており、学校事務への理解、職員の分担、協力体制については成果を上げているところである。今年度より、学校長裁量によるより効果的な予算執行を目指すべく予算委員会が発足された。本日は予算委員会を中心に全職員で取り組んでいる予算執行過程を発表する。

#### 赤津小学校

本校は小規模校であるがゆえに、多くの会計を担当することとなるが、校内における会計の流れは掌握しやすい。そのメリットを生かし、「行事にかかる会計の一覧表」「月別会計一覧表」等を作成し、学校運営における予算の効果的な執行を目指した実践例について発表する。

### 6 郡山市学校財務事務取扱要領を受けて

平成14年2月、校長及び教頭・学校事務職員を対象とした、財務事務権限委譲についての説明会が開催された。

その会議で提示されたのは『郡山市学校財務事務取扱要領』であった。

教授用・管理用備品を除くすべての科目を校長が決裁するとともに、従来、教育委員会で行っていたコンピュータ関連・学校評議員制度・特色ある学校づくり推進事業などについても、学校で執行することになった。

財務事務取扱要領が策定されたことは、大いに喜ばしいことではあったが、一挙に様々な科目を学校で執行することについての、不安があったことも事実であった。

しかし、本市事務研は校長決裁で学校予算が執行できる体制ができたことは、私たち学校事務職員が学校の教育課程経営に参画する一つの大きなステップと受け止め、私たち一人一人が学校における財務スタッフとして、職務を遂行できるよう努力していきたい。

## 7 今後の課題

このような取り組みの中、市教育委員会でも同様に予算委員会の必要性を認め、財務取扱要領に予算委員会の設置を明記しているが、いくつか検討を要する事項が残った。

まず、学校事務職員に対する記述が、「補則」のなかで「第17条 事務担当者は、経理に関する事務の処理に当たっては、適切な予算管理に資するよう努めなければならない。2 事務担当者は、財務事務に関する関係書類を適正に整備・保管しなければならない。」とされているだけであること。単なる事務処理のみであり、組織内において予算に関する中心的役割についての記述はないが「財務会計マニュアル」でも示したように、予算に関しては学校事務職員が専門性を発揮し、組織の中で調整が行えるような立場であることが望ましいと考える。今後、校長会との連携をとりながら市教育委員会と協議を続けていきたい。

また、私たち学校事務職員の身近な問題として、次の事項について働きかけを行い、更なる理解と協力が得られるようつとめることが必要ではないかと考える。

- ・ 校長・教頭との共通理解を図る。
- ・ 教職員の財務についての理解を深める。

そのためには、経験や実績に頼った予算執行になりがちな現状を、教育課程実施のためにより効果的な予算執行になるように、より一層の専門性を高めていくことが重要である。

以上のことから、私たちは、教育活動を支援する財務スタッフを目指して、更なる研修を重ね、財務リーダーとして学校経営に参画していきたい。

(資料1)

平成14年度 郡山市立小中学校事務研究会における課題別研修

統一課題	グループ課題名	内 容
財 務	予算の効果的執行	・ 予算執行における流れと方法 ・ 用品表掲載品の検討
	物品管理の効果的方法	・ 備品の管理と活用促進の工夫 ・ 用度品の管理と活用方法の工夫
	公費と私費の現状把握と改善	・ 実態把握 ・ 市令達予算の内容把握 ・ 改善案作成
	組織を生かした予算執行と学校事務職員の役割	・ 予算委員会の構成と機能 ・ 予算委員会の学校事務職員の役割
	学校教育目標と予算執行	・ 教育課程編成と予算編成

(資料2)

## アンケート集計結果表

依頼地区(福島市・二本松市・須賀川市・白河市・会津若松市・喜多方市・いわき市  
原町市・相馬市・北塩原村・鮫川村・会津高田町・田島町)

1. 財務規則等に提示されている内容についてお伺いします。

学校配当予算で決裁権がありますか。

- ・あ る《11地区》
- ・な い《会津若松市・会津高田町》

であると答えた方にお伺いします。決裁できる限度額はいくらですか。

- ・50万円未満《いわき市》
- ・10万円《福島市・二本松市・須賀川市・田島町・北塩原村》
- ・10万円未満《喜多方市》
- ・5万円《相馬市》
- ・その他《白河市・原町市・鮫川村》

備品に関する契約はどこで行いますか。

- ・学校で行う《いわき市・会津高田町・須賀川市(10万円以下)》
- ・教育委員会《福島市・須賀川市(10万円以上)・白河市・会津若松市・喜多方市  
原町市・相馬市・田島町・北塩原村・鮫川村》
- ・学校及び市教委《二本松市》

備品として購入するものの最低金額はいくらですか。

- ・耐用年数による《田島町》
- ・1万円《田島町以外の市町村》

購入する物品の単価契約表、用品表等がありますか。

- ・な い《会津高田町》

・あ る《上記以外の市町村 一部の品物のみ(須賀川・会津若松・いわき市を含む)》  
学校事務職員が分任出納員になっていますか。

・い る《二本松市・原町市》  
電算システムが入っていますか。

・いない《福島市・相馬市・二本松市・鮫川村》

2. 貴地区で財務事務に関して問題点があればお聞かせください。

- ・要望する物品と異なる備品が納入される(入札で安価な方に落札されるため)
- ・予算の配当がごく一部なので、全体が見えない。
- ・予算の配当が少ないので、私費負担が多い。
- ・教育委員会に端末があるので、大変である。

(資料3) 校長会との連名文書

平成14年5月21日

郡山市立小中学校長 様

郡山市立小中学校長会  
会 長 黒 澤 利 雄  
郡山市立小中学校事務研究会  
会 長 三 瓶 京 子

### 「財務事務マニュアル」及び予算委員会運営計画(案)の送付について

新緑の候、各学校におかれましては、お忙しくお過ごしのことと拝察いたします。

今年度より学校長への事務専決権が付与されたことにより、何かと不安な点等がありますが、適正かつ効果的な事務執行に向けて最善の方法で臨んでまいりたいとおもいます。

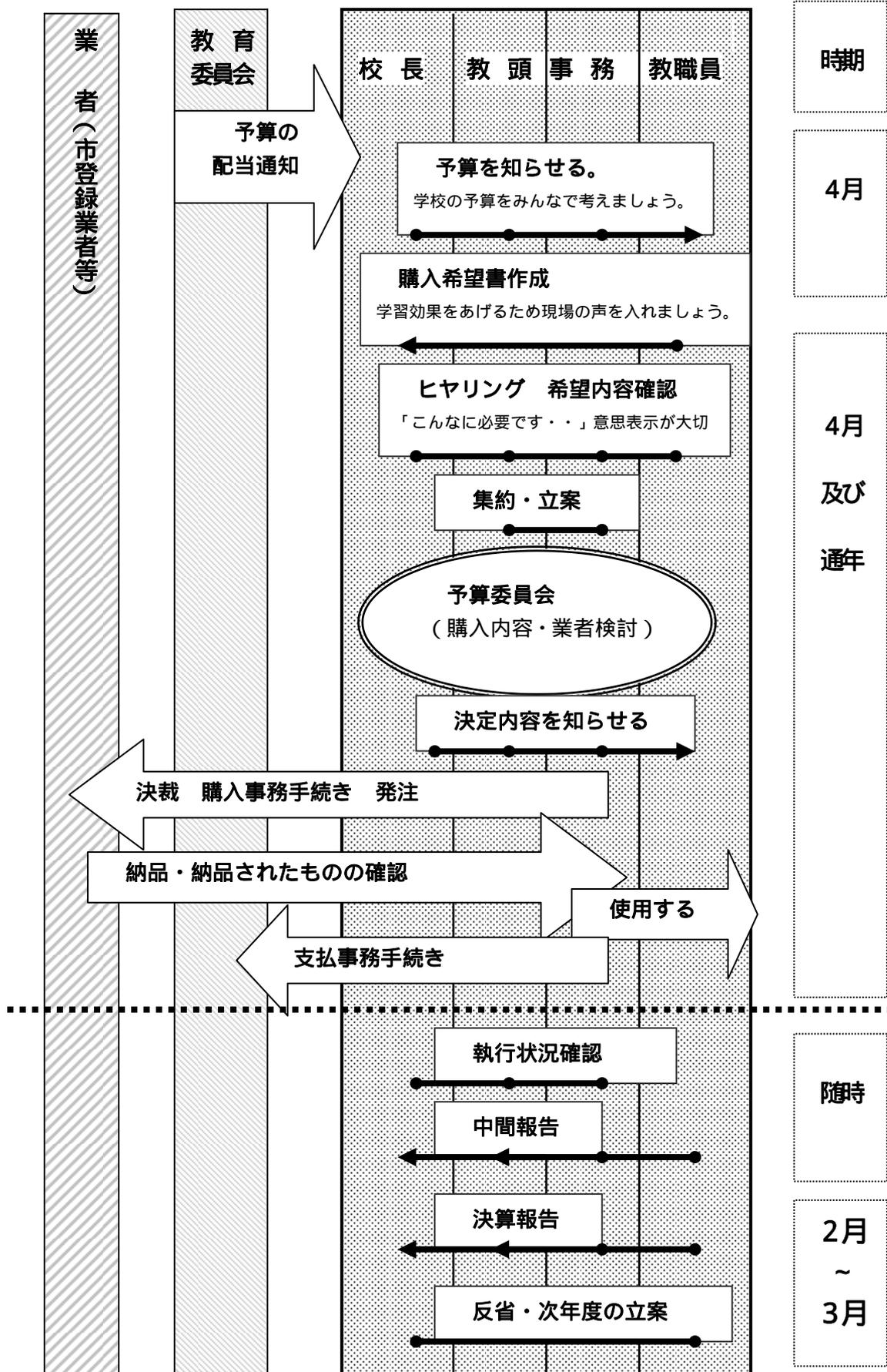
昨年度末、小中学校長会役員会及び小中学校事務研究会役員で、専決権にかかわる事務執行体制について話し合いを持ち、今後なお一層の学校予算に関する理解と教職員の共通理解を得るために、「財務会計マニュアル」を作成しました。

また、郡山市学校財務取扱要領にも明記されています予算委員会の運営計画(案)についても考察しましたので、あわせて送付いたします。参考にしていただき、ご活用いただければ幸いです。

(資料4)

# 財務事務マニュアル

< P (計画) D (実行) S (反省) サイクル による執行 >



## 財務事務マニュアルの説明

4月当初 市教育委員会から予算額の配当額が通知される。

教職員全員に配当予算の内容を知らせる。(あわせて保護者負担の経費についても知らせる。)

年度始めに今年度の執行計画を立案するため、各担当者が購入計画書を提出する。このとき必要な理由、使用時期も記入し特定の商品を使用する場合は、カタログ等のコピーを添付する。

必要に応じて、計画内容について担当者が直接説明をする。

購入希望書を教頭及び学校事務職員がまとめ、年間執行計画案を作成する。

校内の予算委員会で提出された購入計画書(希望書)および年間執行計画案を検討する。計画書の内容について、購入の可否、優先順位、規格、購入先業者等の選定を行う。

予算委員会等で決定した内容を全教職員に知らせる。

購入の都度、校長決裁を受け、市財務規則により購入事務手続きを行う。業者の選定においては、予算委員会の決定内容を踏まえ社会から不信感をもたれないよう配慮する。(見積書比較による決定、使用目的への適合度合いからの決定、納品時期からの決定など)

物品委任検査員は、納品されたものが注文内容に合っているか、破損等がないか確認し、検収する。(物品委任検査員 = 学校長が指定した職員)

使用に供する。公費負担の観点から、無駄を無くす。

市の財務規則等に従い支払い事務を行う。

学校事務職員は、執行状況を常に確認し、校長、教頭に報告を随時行う。

全教職員にも予算の執行状況を明らかにして、効果的予算執行となるよう理解を得るよう、中間報告を何度か行う。

年度末に、決算報告を全教職員に行う。

執行内容について教職員それぞれが、その都度反省を行い、無駄を無くし予算の有効活用につとめる。また、年度末には年度始めの計画や教育課程内容と照らし合わせて効果的執行内容であったかなどの反省を行う。なお、校内での執行体制や事務処理、業者選定などについては、常に監査を受けても問題のないよう注意を払う。

さらに、反省を踏まえて、教育課程に添った予算執行がなされるべく、次年度の計画を立案する。

**常に子どもたちの学びを支援する予算の執行を心がけていかなければならない。**

(資料5)

郡山市 学校 予算委員会運営計画(案)

1 目 標

教育目標を達成するため、適正かつ計画的な予算執行を行う。

2 方 針

- (1) 郡山市の『学校標準運営費及び設備基準』に基づき、標準的教材教具の充実・施設の保全につとめる。
- (2) 公費と私費との区分について共通理解をし、保護者負担の軽減を図る。
- (3) 教育活動実現のために効果的な予算執行につとめる。

3 構 成

予算委員会の構成は校長・教頭・学校事務職員とし、その他、校長が必要と認めた者を加えることができる。

4 協議事項

予算委員会では、下記の内容について協議する。

- (1) 学校運営にかかる経費の総合的な検討
- (2) 予算要望等内容の検討及び調整
- (3) 物品整備計画の検討
- (4) 業者選定の検討
- (5) 予算執行と教育効果についての反省
- (6) その他予算に関すること

5 実施方法

上記に基づいた手順等については、各学校の実情に応じた内容を記載し、  
全職員の共通理解を図る。

(資料6)

## 予算委員会運営計画(案)

郡山市立 学校

### 1 目 標

教育目標を達成するために、適正かつ計画的な予算執行を行う。

### 2 方 針

- (1) 郡山市の『学校標準運営費及び設備基準』に基づき、標準的教材教具の充実・施設の保全につとめる。
- (2) 公費と私費との区別について共通理解をし、保護者負担の軽減を図る。
- (3) 教育活動実現のために効果的な予算執行につとめる。

### 3 構 成

予算委員会の構成は校長・教頭・教務主任・学校事務職員とし、その他、校長が必要と認めた者を加えることができる。

### 4 協議事項

予算委員会では、下記の内容について協議する。

- (1) 学校運営にかかる経費の総合的な検討
- (2) 予算要望等内容の検討及び調整
- (3) 物品整備計画の検討
- (4) 業者選定の検討
- (5) 予算執行と教育効果についての反省
- (6) その他予算に関すること

### 5 実施計画

月	内 容	備 考
4月	予算配当・予算執行計画 管理備品要望計画	職員への予算周知 購入希望書作成
5月	教材備品、消耗品等の購入計画	第1回購入計画
10月	中間執行状況報告 教材備品、消耗品等の購入計画	第2回購入計画
1月	最終予算執行計画	
3月	決算報告、反省 私費予算編成資料検討	職員への決算周知

(資料7)

## 予算委員会運営計画

郡山市立 M 小学校

### 1 目 標

教育目標を達成するために、適正かつ計画的な予算執行を行う。

### 2 方 針

- (1) 郡山市の『学校標準運営費及び設備基準』に基づき、標準的教材教具の充実・施設の保全につとめる。
- (2) 公費と私費との区別について共通理解をし、保護者負担の軽減を図る。
- (3) 教育活動実現のために効果的な予算執行につとめる。

### 3 構 成

予算委員会の構成は校長・教頭・教務主任・学校事務職員とし、その他、校長が必要と認めた者を加えることができる。

### 4 協議事項

予算委員会では、下記の内容について協議する。

- (1) 学校運営にかかる経費の総合的な検討
- (2) 予算要望等内容の検討及び調整
- (3) 物品整備計画の検討
- (4) 業者選定の検討
- (5) 予算執行と教育効果についての反省
- (6) その他予算に関すること

### 5 予算編成・執行について

- (1) 予算額、予算編成・執行等のシステムについて全職員に周知を図る。
- (2) 予算編成
  - 学校運営計画・各教科、各領域の指導計画が達成されるよう行う。
  - 長・中期的展望を持って行う。
  - 「優先度合」、「必要度合」、「充足度合」、「公費、準公費の負担区分」等を十分に考慮する。
- (3) 予算執行
  - 業者の選定には細心の注意を払う。一部に偏ることの無いよう公平を期す。
  - 購入は「用品調達基金」を最優先させる。
- (4) その他 (監査対応)
  - 関係書類は適正に整備・保管する。
  - 備品に関しては台帳等関係書類を整え、現有状況を明らかにしておく。

## 6 実施計画

月	内 容	協議 事項	備 考	担 当
4 月	<div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block; text-align: center;">                     予算 の 令 達                 </div> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 決算書の検討</li> <li>・ 前年度からの申し送り事項の確認</li> <li>・ 当該年度の令達予算の確認</li> <li>・ 予算執行計画作成</li> <li>・ <u>管理備品要望計画</u></li> </ul>	(1) (1) (1) (1) (2) (3) (4)	職員への予算周知	予算委員会  学校事務職員 全職員
5 月	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ <u>教材備品、消耗品の購入計画</u></li> </ul>	(2) (3) (4)	第 1 回購入計画	全職員
7 月	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 1 学期の予算執行状況の確認、反省</li> <li>・ 備品整理点検作業の日程内容の検討</li> <li>・ 備品整理点検</li> </ul>	(5) (3)	職員への周知 夏休み実施  保管場所・使用状況等確認	予算委員会 学校事務職員 予算委員会  全職員
9 月	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 備品整理点検の事後作業</li> </ul>	(3)	修理・廃棄物品の決定 修理・廃棄の手続き	予算委員会 学校事務職員
10 月	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 残予算の執行計画作成</li> <li>・ <u>教材備品、消耗品等の購入計画</u></li> </ul>	(1) (2) (3) (4)	第 2 回購入計画	予算委員会 全職員
12 月	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 2 学期の予算執行状況の確認、反省</li> </ul>	(5)	職員への周知	予算委員会 学校事務職員
1 月	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ <u>最終予算執行計画</u></li> </ul>	(2) (3) (4)	第 3 回購入計画	全職員

3月	・ 決算報告、反省	(5)	職員への決算周知	予算委員会 学校事務職員 予算委員会
	・ 私費予算編成資料検討	(1)		

### のおもな手順

(内容)	(担当)
購入希望書の作成	教科主任を中心に全職員
集約・(年間)購入計画案の作成	学校事務職員
選定	予算委員会
周知(決定した購入計画を示す)	学校事務職員
物品購入	決裁:校長、発注等:学校事務職員
納品検収	検収者(校長、教頭、教務、養護教諭、学校事務職員) * 市に報告してある者のみ受領可能